通学のしおり

I 「通学のしおり」目的と対象

I 目的

蘇州日本人学校(以下、学校という)は、児童生徒が安全で安心できる登下校の実現を目指し、この「通学のしおり」を定め運用する。

2 対象

蘇州日本人学校在籍の児童生徒およびその保護者を対象とする。

Ⅱ 通学の基本原則

Ⅰ 通学は保護者の責任

- ・児童生徒の通学は、各住居と学校間(学校敷地内)を保護者の責任において行う。
- ・通学方法は「3 通学方法とその制限」から、保護者が自身の責任において選択する。

個人通学(自主送迎)

保護者が周囲の安全に注意すると共に、交通ルール・マナーを守るよう指導する。

校車通学

_____ 車内でのマナー・学校で決められたルールを守るよう、保護者も児童生徒に指導を徹底する。

2「通学のしおり」の遵守

児童生徒と保護者は、この「通学のしおり」に記す通学方法を遵守することが求められる。 いずれの通学方法も保護者の責任において選択し、きまりを守ることによって継続利用することができる。

3 通学方法とその制限

※通学方法は以下のいずれかを選択する。

		,
	個人通学(自主送迎)	校車通学
条件	各家庭で行う	申込みが必要
携帯品	入校証(保護者)	バスカード(児童生徒) 入校証(保護者)
送迎に関するきまり	自宅と学校間の送迎は、保護者または 保護者に代わる成人が引率する。	自宅とバス停間の送迎は、保護者または 保護者に代わる成人が引率する。
登校時	保護者または保護者に代わる成人が引率し、児童生徒が入門するのを目で確認する。	保護者または保護者に代わる成人が、出発時刻までに児童生徒をバス停まで引率し、バスアイに入校証を提示のうえ、安全かつ確実に乗車させる。
下校時	保護者または保護者に代わる成人が入校証を提示して入校し、校地内の黄色いラインで児童生徒と出会い、引率者と児童生徒が一緒に門を出る。	校車到着時刻をもとに位置システムを利用してバス停到着時刻を知り、保護者または保護者に代わる成人がバス停まで児童生徒を迎えに来る。バスアイに入校証を提示のうえ、前席から下車してくる児童生徒を引き取り、一緒に自宅に帰る。
早退等による下校 方法の変更	・事前にわかっている場合→学級担任 に連絡帳または欠席メールで知らせる。 ・急病などの突発的な理由により変更 を余儀なくされる場合は、学校に直接連 絡する。	・事前にわかっている場合…学級担任に 連絡帳または欠席メールで知らせる。 ・急病などの突発的な理由により変更を 余儀なくされる場合は、学校に直接連絡す る。

- ※児童生徒単独(引率なし)での登下校は禁止する。
- ※児童生徒が自転車を運転して登下校することは禁止する。

- ※個人通学で自転車や電動バイク等に児童生徒を乗せた場合、万が一事故が起きたときの責任は、運転者にあることを十分理解しておく。
- ※個人通学で自家用車やタクシーを利用して児童生徒を送迎する場合、以下のようにする。
- ○登校時 正門より南側の淮海街道路脇に停車させ、<mark>周囲の安全を確認、確保した上で</mark>児童生徒を下車させる。保護者または保護者に代わる成人は、児童生徒が入校するのを必ず自分の目で確認する。
- ○下校時 近隣の駐車場または正門より南側の淮海街道路脇に停車(短時間)させ、保護者または保護者 に代わる成人が入校証を提示し児童生徒を迎えるために校地内に入る。停車の際は、本校警 備員ならびに公安の指示に従うこと。

4「入校証」持参の原則

- (1) 今年度の入校証について
 - ・本校に入校するには、入校証が 必要である。紛失のないよう厳重に 管理する。
 - ・今年度の入校証は黄色。
 - ・写真は保護者の写真を貼付する。



*2024(令和6)年度の入校証の色は黄色です。

(2)個人通学(自主送迎)

- ・保護者または保護者に代わる成人は「入校証」を持参し、守衛に見せ、入校する(校門の外では待たない)。
- ・下校時に、自主送迎の児童生徒は、写真の黄線で保護者を待つ。
- ・校内正門付近の黄線のところで児童生徒を引き取る。

|*教職員の指示に必ず従ってください。

- ・児童生徒を引き取った保護者は、責任をもって速やかに児童生徒と 一緒に下校する。(離れて歩かない)。
- ・送迎者が通常と異なる場合は、連絡帳またはkesseki@jsscn.org宛で担任に連絡すること。

(3)校車通学

- ・児童生徒は「バスカード」を携帯し、乗車の際にはバスアイにあいさつをして、乗車後、ICカード 読取り機に「バスカード」をかざす。下車するときもICカード読取り機に「バスカード」をかざす。 送迎をする保護者は「入校証」を携帯し、バスアイに「入校証」を提示する。
- ・送迎方法や送迎者が通常と異なる場合は、連絡帳またはkesseki@jsscn.org宛で担任に連絡すること。

5 入校できる時間

児童生徒の送迎に際し、入校できる時間を以下のように定める。

- ・通常の登校時刻は7時40分以降とする。
- ・通常の下校時刻は15時50分(校車出発16時00分)、部活動や中国語会話がある場合は17時00分とする。
- ・水曜日の下校時刻は14時50分(校車出発15時00分)。 迎えのために保護者が入校できるのは、それぞれその30分前からとする。
- ・個人通学では、保護者または保護者に代わる成人は、**下校時刻の5分後までに児童生徒を引き取らな** ければならない。
- ・遅刻、早退をする場合、保護者または保護者に代わる成人は、上記の範囲にかかわらず入校できる。

